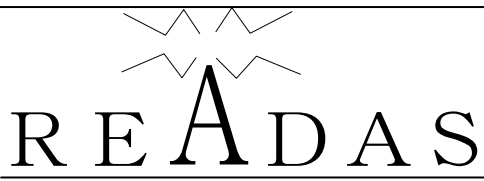


第 4993 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月30日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 死亡保険金の取り扱い

**Q**：父が亡くなり生命保険金を受け取りました。契約者貸付を受けていたようで、その分が差し引かれて入金になりましたが、相続税の申告はどのように取り扱われますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

生命保険金を受取った場合において、契約者貸付や未払込保険料（契約者貸付金等の額）があり、その金額が控除されたときは、次の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うこととなっています

#### ①被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する保険金及び当該控除に係る契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとする。

#### ②被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する部分については、保険契約者がその相当する部分の保険金を取得したものとする。

なお、保険契約に基づく剰余金や割戻金、前納保険料の額を保険金とともに受け取る場合は、それらを含めた金額を生命保険金として取り扱うこととなっています。

